

議案第30号

備前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第5条の2第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第6条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号参考資料
備前市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をして いる職員</p> <hr/> <p>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員(昭25年法律第261号)第22条第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をして いる職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員(会計年度任用職員</p> <hr/> <p>を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以</p>

<p>下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
--	--